

K
S
K
P

(平成21年6月) No.61

編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

本條義和

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1-30
社会福祉研修所4階TEL 078-360-2618/FAX 078-360-2615
Eメール hyokaren@citrus.ocn.ne.jp

家族会の活性化を めざす兵家連!!

社団法人 兵庫県精神障害者家族会連合会

副会長 涌波和信

平成21年度兵家連は 1. 家族会の活性化 2. 精神障害者施策の向上 3. 相談事業の充実 4. 新規発症患者の家族教室 5. 創立40周年事業の実施 を最重要課題と位置づけ、有言実行にて取り組んでまいります。兵家連創立40周年記念大会が平成21年12月6日(日)兵庫県民会館にて開催予定です。

昨年度「新規発症患者の家族教室」の開催において今まで家族会や施設を全く知らない新規発症患者の家族に呼びかけ、孤立した家族とともに光の道を見い出すようにしました。

兵家連の電話相談員は電話相談だけでなく、兵庫県知事委嘱の精神障害者相談員の養成研修や家族教室の講師として大きな役割を果たしています。

平成21年度兵家連は「新生兵家連」として三役及び理事が大きく変わりました。会長を中心に家族会の活性化にむけて家族会の問題解決へ会長のみが考えるのではなく、『三役・理事・家族会会长が意見を出し、何をやるべきかを考え、それぞれの役割の分担のもと、すぐ実行する。』これが期待される兵家連ではないでしょうか。

又、本條会長は全国精神保健福祉会連合会の理事として精神障害者が抱える問題点を厚生労働省に要望を申請できる立場です。

又、兵家連は兵庫県議会議員精神保健研究会（超党派県会議員58名）との連携にて兵庫県に要望書を提出しております。みなさんの声は兵庫県の精神保健福祉行政に確実に届いております。

更に、今回、「新規発症患者の家族教室」開催において、社団法人兵庫県精神科病院協会と兵庫県精神神経科診療所協会の協力を得ました。県下には64の精神科病院と141の精神神経科診療所があります。精神障害者をかかえる家族にとって、病院・診療所との関係は切ることは出来ません。「新生兵家連」は皆さんの声を聞き、病院・診療所をはじめ各協会、兵庫県また全福連および近畿府県連と連携して家族の方々が安心して生活できるように一生懸命努力いたします。兵家連は大きく変革いたします。

精神科救急相談窓口の案内

精神科救急情報センター 電話番号 078-586-0600

平日 午後5時～翌日午前9時 土曜日・休日 午前9時～翌日午前9時
(平日昼間は健康福祉事務所へ)

◆利用される場合は、氏名・住所・連絡先を対応職員に告げて下さい◆

障害者自立支援法の今

☆障害者自立支援法における障害福祉サービス費等報酬改定および指定基準等改正が平成21年4月より、実施されています。

☆障害福祉サービス利用者負担の軽減措置の一部見直しが平成21年7月より実施されます。

☆尚、国において障害者自立支援法の法施行3年後の見直しについて、検討が行なわれ、平成21年3月31日に「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されましたが、未だ国会審議前の段階です。 (平成21年5月9日現在)



1 障害者自立支援法における障害福祉サービス費等報酬改定および指定基準等改正について プラス5.1%の改定が実施されています。

* 詳細は、下記のホームページ等で関連する主な法令一通知をご確認下さい。

厚生労働省法令等データベースシステム

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

「第9編 社会・援護」→「第2章 障害保健福祉」

厚生労働省ホームページ 行政分野ごとの情報→「障害者福祉」

兵庫県ホームページ http://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_114.html

「暮らし・環境」→「健康・福祉」→「障害者」

2 障害者自立支援法における障害福祉サービス利用者負担の軽減措置について

これまで特別対策や緊急措置により実施されてきた利用者負担の軽減措置については、平成21年4月以降も継続して実施されています。

○居宅・通所サービス利用者の場合

所得に応じて設定されている1月あたりの負担限度額を軽減（軽減措置分についてのみ記述）

区分	1月当たりの負担限度額
低所得1(市町村民税非課税世帯で、利用者本人の年収が80万円以下の方)	1,500円
低所得2(市町村民税非課税世帯で、低所得1を除く)	3,000円 (通所のみ、もしくは通所施設と短期入所利用の場合、1,500円)
市町村民税課税世帯(所得割が16万円未満)	9,300円

*「資産要件」あり（所有する現金及び預貯金等が1000万円（単身の場合は500万円以下））

*但し、平成21年7月より、軽減措置を適用するために設けている「資産要件」が撤廃されます。

○入所施設(20歳以上)・グループホーム等利用者の場合【個別減免】

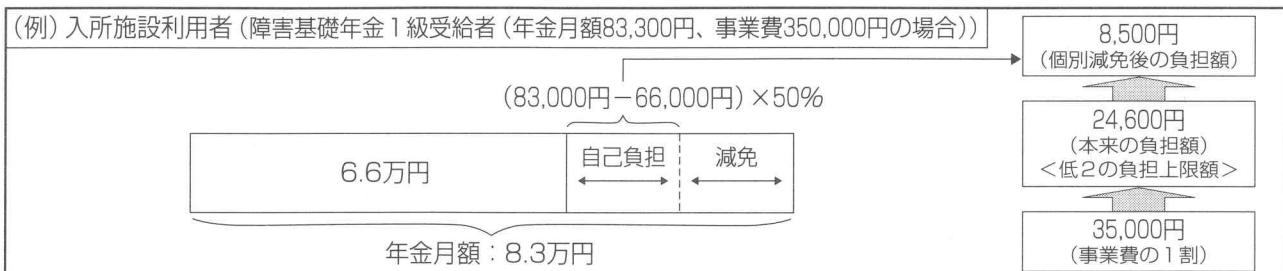
低所得1または2の世帯であって、かつ預貯金等が500万円以下（「資産要件」）の者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施

利用者負担の額（上限）

	施設入所者	グループホーム・ケアホーム等利用者
収入が6.6万円までの場合		0円
収入が6.6万円を超える場合	6.6万円を超える額の50%	6.6万円を超える額の50%（※）

※工賃等の収入については、3,000円を控除した上で、6.6万円を超える額の15%。

なお、超える額が4万円を超える場合は、4万円を超える額の50%を加算。



- 個別減免を実施する際の収入については、入所する施設において、入所者の収入の把握が可能であることから、利用者の総収入により認定（心身障害者扶養共済給付金を含む）

平成21年7月より、個別減免時の収入認定において、「心身障害者扶養共済給付金」については、収入認定しない取り扱いとなります。

コメント 応益負担やめ人権を守る新法を！ 兵家連理事 久下 弘

障害者が地域や施設で普通に暮らすために、福祉サービスは欠かせません。その福祉サービスに、利用料負担（一割）の仕組みを導入した「障害者自立支援法」が実施されて三年、障害者は重い負担に苦しみ、施設は経営危機に直面しています。障害者があたり前の人間として生きていく権利や働く権利などの基本的人権を侵害し、憲法などに違反しているとして各地で国や自治体相手に一斉提訴しました。その後、全国的に「応益負担」廃止の要望広がりました。

しかし「見直し」を検討してきた自民・公明の与党プロジェクトチーム（与党P.T.）の方針は、障害者がサービスを利用する際、費用の原則1割を自己負担させる現行法の規定を削除、現代の負担方式を所得に応じた「応能負担」へと呼び名を変えただけの法改正でした。

障害者・家族が強く求めているのは、人権侵害の「応益負担」そのものの廃止です。もともと障害を「自己責任」とする立場で、生きていくうえで最低限必要な支援まで「益」とみなしお負担を課す「応益負担」制度は、憲法第二十五条の生存権の理念に反します。自立を阻む「自立支援法」そして「応益負担」は廃止して一からつくり直すしかありません。

ご寄付ありがとうございました～長い間ご苦労様でした

△兵庫県精神障害者作業所連絡会△

平成4年発足以来、兵庫県下の精神障害者作業所職員の情報・意見交換や資質向上のための学習会などの活動を行ってきた同連絡会が、4月26日の総会でその役割も終えたとし解散を決議しました。今後は、PSW協会内で施設職員互いに連絡を取りながら活動をしていくとのことです。なお、解散処理後残金については、精神保健福祉向上のため兵家連・PSW協会・ハートフェスタに寄付をすることも決議されました。有効につかわせていただきます。ありがとうございました。

△高砂家族会△

高砂市周辺で、家族会活動をされていた高砂家族会が、県行財政改革で高砂健康福祉事務所が加古川健康福祉事務所（加古川保健所）に統廃合され、今までのような支援が受けられないことや人材難で残念ながら平成20年度をもって解散いたしました。兵家連に5万円のご寄付を頂きました。ありがとうございました。

県議会議員精神保健研究会

県議会議員精神保健研究会は、民主党世話人の岡やすえ議員を中心となって今から19年前にたちあげた超党派の県議会議員で構成される精神保健施策研究会で、県議会議員92名中58名が加盟しています。兵家連では、同研究会と毎年場所を替え現地の家族会及び県行政・市町行政との意見交換を目的とする現地交流会等を実施しています。

(1) 現地交流会

平成20年度精神保健福祉研究会現地交流会は、12月19日(金) 東加古川病院多目的ホールで実施しました。岡県会議員の進行で、山本敏信研究会会長あいさつ、兵家連会長あいさつ、出席者自己紹介のあと県より「平成20年度精神保健福祉関連施策」について説明があり、交流会(意見交換会)が行われました。

兵家連からは本條会長と東播地区の加古川地区精神障害者家族会連合会(吉田恵子会長、立花茂副会長)、明石ともしひ会(成定公子会長、大前昭子理事)が参加しました。

(2) 研究会世話人・県障害福祉課・兵家連3者懇談会

例年実施しています。平成20年度は、7月17日に実施しました。(兵家連No.59参照)

兵庫県議会議員精神保健研究会会員名簿

会 派	会 員 (◎は世話人)		
自由民主党 (29)	五島たけし (姫路市)	日村 豊彦 (豊岡市)	釜谷 研造 (加古川市)
	山口 信行 (たつの市)	原 吉三 (中央区)	永田 秀一 (南あわじ市)
	藤原 昭一 (小野市)	◎山本 敏信 (高砂市)	加茂 忍 (川西市・川辺郡)
	田中あきひろ (西宮市)	梶谷 忠修 (北区)	◎小田 育 (加西市)
	小林 喜文 (豊岡市)	石川 憲幸 (丹波市)	北川 泰寿 (西宮市)
	谷口 隆司 (相生市)	長岡 壮壽 (赤穂市・赤穂郡)	松本 隆弘 (明石市)
	筒井 信雄 (西宮市)	宗行 恭義 (飾磨郡)	原テツアキ (淡路市)
	上田 良介 (美方郡)	藤本 百男 (加東市)	内藤 兵衛 (多可郡)
	北野 実 (姫路市)	新原 秀人 (垂水区)	高橋しんご (東灘区)
	仲田 一彦 (三木市)	小西 隆紀 (篠山市)	
民主党・ 県民連合 (14)	掛水すみえ (西宮市)	◎岡 やすえ (川西市・川辺郡)	宮本 博美 (加古川市)
	芝野 照久 (三田市)	藤井 訓博 (北区)	中田 香子 (伊丹市)
	永富 正彦 (加古郡)	岸口 実 (明石市)	石井 秀武 (西区)
	石井健一郎 (灘区)	吉本 誠 (尼崎市)	井戸まさえ (東灘区)
	竹内 英明 (姫路市)	上野 英一 (神崎郡)	
公明党・ 県民会議 (8)	松本よしひろ (須磨区)	◎大野ゆきお (姫路市)	橘 泰三 (明石市)
	合田 博一 (伊丹市)	北条やすづぐ (姫路市)	下地 光次 (尼崎市)
	岸本かずなお (加古川市)	谷井いさお (尼崎市)	
日本共産党 (3)	◎ねりき恵子 (宝塚市)	新町みちよ (明石市)	星原さちよ (加古川市)
みどりの風 (2)	丸尾 牧 (尼崎市)	山田みち子 (芦屋市)	
無 所 属 (2)	いなむら和美 (尼崎市)	東野 敏弘 (西脇市)	

TOPICS

兵庫県下各地・各家族会から

「ふるさとをください」上映

芦屋家族会 会長 豊田 徳治郎

精神疾患の正しい知識の普及に最適として好評を博している映画「ふるさとをください」はすでに全国600ヶ所以上で映写をおえ、これからも多数の市町での放映が予定されています。

芦屋家族会は昨年11月15日にルナホールで映写会を実施し主として550名の一般市民の方々に観ていただきました。映写会で実施したアンケートの回答に「良い映画でありぜひ学生にも見せては」とのご意見が多数ありましたので現在芦屋市内の市立中学2校での映写会を企画中です。

○ 国が平成16年に発表した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の根幹は普及・啓発であり国民意識の変革目標を設定しています。すなわち「精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を90%以上とする」というものです。

すでに関係者のあいだではある程度啓発も進んでおり、これから一般市民を対象とした啓発活動に移る時期に来ていると思います。この映画が全国津々浦々で映写され大多数の一般国民の目に触れ、この分野の普及啓発が進捗することを願っております。

赤相みのり家族会 定例会 伊丹市「どり一夢」の当事者3人が講演

赤相みのり家族会 会長 三木 豊

赤相みのり家族会の平成20年度相生定例会が3月28日(土)の午後、相生市立総合福祉会館で開催されました。休日にも関わらず、家族会員や当事者をはじめ、福祉団体の関係者、一般の市民の方々から合わせて約五十人の出席がありました。

○ 定例会は「28年の入院生活から充実した地域生活へ飛躍」の演題で、当事者の体験発表の講演会として、伊丹市の特定非営利活動法人 I C C C どり一夢から当事者3人の方と岡田智子所長、あじさいの会川口怜子会長を迎えて行なわれました。

発表者の一人、外山トキリさんから「28年の長い入院生活から、一転して希望に満ちたグループホームでの生活への大きな転換」という体験発表があり、川島淳さんと宮崎浩二さんからも自らの発症から治療の苦しい歩みをする中で、周囲のみなさんの厚い支援を得ながら、今は充実した作業所生活を続けておられる体験の発表があり、会場の皆さんに大きな感動をあたえられました。

私どもの定例会は1年に2回開催しておりますが、今回のように当事者から生の声を聞くことは初めての企画でした。兵庫県の東にある伊丹市から、遠く西の相生市まで足を運んでいただいた「どり一夢」の皆さんに感謝いたします。

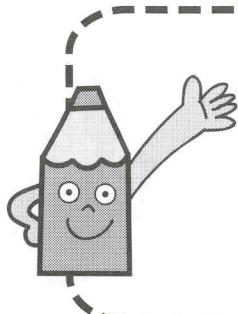
〈兵家連賛助会員募集〉

あなたの支援で、兵家連は運営されています!!

年会費 団体の場合 1口 (10,000円) 以上

個人の場合 1口 (3,000円) 以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568





PSW
佐川芳朗

障害年金の初診証明について

質問 相談者：当事者の母 50代

30代になる息子のことでの相談です。現在、クリニックに通院中。10代の頃に発病し、初めて精神科を受診しました。薬をのみながらなんとか高校は卒業し、今は自宅近くの作業所に元気に通っています。最近はみなさんに支えられて病状も安定してきています。先日、息子から自分も障害年金をもらえないのかと相談がありました。さっそく社会保険事務所に相談したところ、初めて受診した精神科の病院から、「初診の証明」をもらってくるように言われたので、その病院を訪ねましたが、もう10年以上も前のことでの、「病院にカルテが残っていないから書けない」と言われてしまい、その頃の主治医もいませんので、困っています。

回答 障害年金の手続きは、複雑な部分が多いです。特に精神障害の年金制度そのものに、矛盾点や問題がありますので、このような場合お母さんが一人で手続きすることは本当に大変だと思います。

息子さんの場合は未成年発症になるので、保険料の納付要件は必要ありませんね。現主治医に障害程度の要件を確認し、手続には初診日の証明（受診状況等証明書）が必要になりますが、この度のように時間が経過してカルテ廃棄されている事も時々あります。ただ、それでも方法はあります。例えば入院していたなら、その病院の「入院台帳」や「退院名簿」に、外来診察でしたら「外来受付簿」などに記録が残っていないか確認してもらいましょう。また、その頃の診察券や健康保険証の療養記録、病院の領収書などでも初診日は確認できます。他にも初診日が客観的に確認できる方法はありますので、通院先のPSWにも手伝ってもらって下さい。このように病気になってから請求までに、時間がかかるところは精神障害での年金申請の特徴の一つです。例えば、年金申請にご本人やご家族が納得するまで時間が必要なことも当然考えられます。障害年金制度の趣旨からすると、本来もっとシンプルに申請し受給できるべきものだと思います。

(尚、秘密厳守の立場から内容を変更させていただいている。)



精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての
電話相談を受付けています。

土日祝を除く10時より15時 ☎ 078-360-3610



«平成20年度»

電話相談状況

兵家連 電話相談事業報告
H20年度 相談業務報告(障害者110番)



H20年度担当者 19名

単位：件

1. 相談件数内容

(1) 延件数

4月	101
5月	76
6月	115
7月	59
8月	81
9月	73
10月	76
11月	89
12月	58
1月	43
2月	106
3月	80
合計	957

(2) 当事者割合

当事者	家族等
533	424

(3) 年齢別件数

20歳未満	17
20歳代	114
30歳代	249
40歳代	401
50歳代	128
60歳代	31
70歳以上	17

(4) 男女比

男	女
624	333

(5) 地区別件数

神戸市	573
阪神南	103
阪神北	31
東播磨	116
北播磨	48
中播磨	18
西播磨	14
但馬	8
丹波	6
淡路	1
県外	39

合計 957

2. 相談内容別件数

家族・家庭	299
人生・家族	258
家庭生活	40
その他の	1

法 律	12
家族問題	1
財産・金銭	6
事故・賠償	0
人 権	2
その他の	3

経済・生活	90
生 計	6
所得保障	15
年金・手当・恩給	26
税 金	0
住宅・設備	0
仕 事	38
その他の	5

福祉サービス	147
在宅福祉サービス	63
施設・機関・窓口	80
福 祉 機 器	0
介護・介助	1
その他の	3

生きがいづくり	11
趣味・余暇活動	6
社会参加	4
行事情報	0
その他の	1

保 健 ・ 医 療	398
保健・衛生	39
医療相談	322
医療費	14
医療関係機関	23
その他の	0



平成21年度 精神疾患新規発症者家族教室について

常務理事 酒井文子

兵家連では19年度、20年度に引き続いて21年度も新規発症者の家族教室を兵庫県から委託を受けました。この事業は精神疾患の早期発見、早期治療、病気を長引かせない、長期入院をさせない為の家族教室です。2回にわたる家族教室では参加者数に都市部と郡部の差がありました。

多様化する現代社会、又100年に一度の不況といわれる昨今、心を病む人達が増えています。地域の中で苦しんでおられる家族の方をどのように家族教室にお誘いするかが、今年度の家族会の課題です。

厚生労働省も家族会の大切さを認め今年度、初めて基金事業として「精神障がい者等の家族に対する支援事業」が新規に創設されることになりました。

又、児童から青年期にこころの病気を発症した子供を持つ家族の会が尼崎園田で立ち上りました。「こころ・あんしん・Light」通称(こあら)です。広告を出されたら100人余りの参加者があったそうです。悩んでいる方が沢山居られることがよく分ります。

兵家連では今年度「家族会の活性化」を活動方針に考えています。高齢化した家族会を相談事業や家族教室・精神福祉研修会などにより、新しい会員さんをお迎えして若返っていかなければ成らない時が来ていると思います。作業所もNPO法人となり、就労継続、A型・B型、又、地活1・2・3型と大きく変わってきました。家族会も今までと同じでは遅れてしまいます。しっかり世の流れを見、新しい家族会に変わって行かねばなりません。頑張りましょう。

近畿ブロック家族会代表者連絡会議

4月14日、兵家連事務所で近畿2府4県の家族会連合会の会議が開催されました。

会議では、近畿ブロック研修会を従来の1泊2日という大規模なものとはせず、家族や本人が「参加してよかったです」と思える「フェスティバル」形式で、奈良県連中心に企画し、秋に実施することが決まりました。

また、精神障害者に対する国の無策と、その対応が話し合われ、「これから家族会は、在宅障害者及びその家族支援に焦点をあて、活動を進めるべきであり、今後も情報、意見交換を重ねていくということになりました。又、それに関連して、京家連から府連で現在進めている「家族研究」、兵家連からは県知事委嘱の精神障害者相談員制度・電話相談・新規発症患者家族のための家族教室の情報提供がありました。

兵家連 平成21年度予算総会開催

3月24日(火) 生田文化会館大ホールにおいて、平成21年度予算総会が開催されました。平成21年度事業・活動計画、平成21年度収支予算、平成21年度・22年度の役員体制が審議されました。平成21年度は、兵家連創立40周年に当たることから、創立40周年記念大会(平成21年12月6日 けんみんホール)を含む事業・活動計画等が決まりました。

■兵家連 平成21年度・22年度役員■

- | | | |
|----------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------|
| ◆会長 本條 義和 | ◆副会長 涌波 和信・喜田 保子 | ◆常務理事 酒井 文子 |
| ◆理事 大倉 正也・山本 千代子・米 靖弘・小村 久江・砂田 麗子・久下 弘・篠原 直美・三木 豊・瀬谷崎 政徳・大前 昭子・上田 修司 | | |
| ◆監事 國下 透・山本 勝利 | ◆顧問 西浦 三郎・多田 トモ子・藤田 修美 | |



編集委員の山本さんから坂井さんへ交替しました。山本さん、永い間ご苦労様でした。皆さんの積極的なご意見、ご投稿を編集委員までお寄せ下さい。(編集委員) 本條・涌波・米・久下・坂井 (米)

この機関紙は県の委託事業により作成されております

K
S
K
P

一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可

発行人 || 関西障害者定期刊行物協会 / 大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三 毎日発行

定価 || 五十円

○

アド企画 気付